平成２５年（フ）第６３号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目15番14―18号
債務者　竹山ヤスエ
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２４号
鹿児島県姶良市東餅田1364番地４
債務者　益田　良子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
鹿児島県姶良市平松2200番地
債務者　ＴＡＫＥＳＨＩＴＡ　ＭＩＨＯ　ＮＩＮＡ
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
鹿児島県姶良市平松6429番地４
債務者　堀元　尚美（旧姓新原）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２号
沖縄県石垣市字大川33番地２　ピュアタウン大石208
債務者　垣花　和子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第１１号
福島県郡山市大槻町字室ノ木東13番地の２
債務者　武田　寛史
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
福島県郡山市小原田５丁目18番11号　フレグランス小原田202号
債務者　増田　　望（旧姓本木）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
広島県福山市本庄町中４丁目11番37号
債務者　中井ホームメンテナンスサービスこと
沖田　憲三
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１７号
広島県福山市本庄町中４丁目11番37号
債務者　沖田眞由美
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３６号
広島県福山市駅家町大字法成寺2291番地５、旧住所広島県福山市駅家町大字法成寺733番地２
債務者　村野　憲司
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３７号
広島県福山市南松永町３丁目10番39号
債務者　桑原　将太
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３９号
広島県福山市松永町２丁目２番８号　コスモハイツ201、旧住所広島県福山市松永町４丁目９番12―202号
債務者　松岡　真美（旧姓原）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４２号
広島県福山市曙町１丁目９番17―103号　サンライフあけぼの、旧住所広島県福山市千代田町２丁目13番４号
債務者　宮地　美樹
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９３号
沖縄県浦添市城間３丁目25番１―203号　共和アパート
債務者　比嘉　直哉
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３６９号
千葉県松戸市常盤平４丁目６番地の１　フラージュ常盤平さくら通り406号
債務者　古谷　　悟
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３１号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷２丁目８番40号
債務者　佐藤　頼明
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４１号
千葉県松戸市東平賀234番地の37　エスポワール北小金207号
債務者　濱邊　宏成
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部